

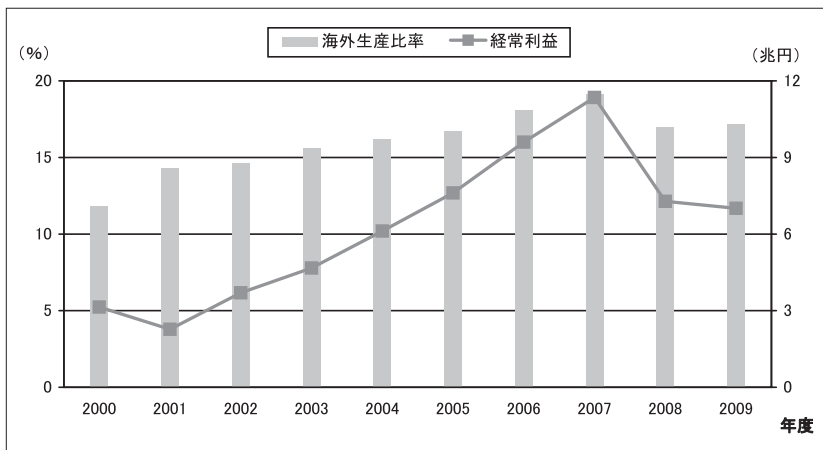
# 我が国の海外進出企業の配当政策と 益金不算入制度

井 田 知 也

## 1. はじめに

近年、世界的な輸送・情報手段の発展により、ヒト・モノ・カネの国際的な動きは急速に拡大している。例えば、企業全体に占める海外現地法人の売上高比率を示した海外生産比率は、左軸でそれを測った図1によれば一貫して上昇しており2009年度は17.2%と高水準である<sup>1)</sup>。さらに、日本企業の海外現地法

図1 日本企業の国際化の進展 (国内全法人ベース)



(出所) 経済産業省 (2011)

1) 海外生産比率とは「{現地法人売上高/(現地法人売上高+国内法人売上高)}×100」を指す。

## (2) 我が国の海外進出企業の配当政策と益金不算入制度

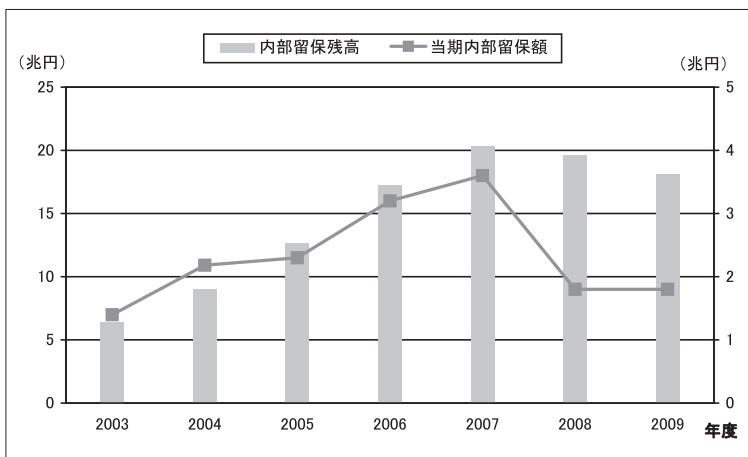
人の経常利益を右軸に示した同図でみても、確かに2009年度はリーマン・ショック等の影響もあり多少減少しているがそれでも2001年度の3倍の水準であり、最高益の11兆円を記録した2007年度までは増加している。このような目覚ましい経済のグローバル化の進展は世界的にも著しく、それにどのように対応していくか、特に財政的にはそれに伴う国外源泉所得への課税問題が各国の重要な課題となっている。

各国は一般的に自国の居住者に対してはどこの国で稼得した所得であろうと課税権を行使するだけでなく、自国の領土やインフラ等を使用して所得を稼得した場合は非居住者も課税対象とする。このようなことから、国際的な経済活動により生じた所得に対しては、複数の国の課税権が重複あるいは競合する国際的二重課税という問題が生じることが多い。国際的二重課税は各国の効率的な経済交流を妨げるため、一般的に外国税額控除方式 (Credit)、外国税額免除方式 (Deduction)、国外所得免除方式 (Exemption) により調整される。Credit のもとでは外国税額は居住地国の算出税額からそれを上限として控除され、Deduction に従えばそれは居住地国の課税所得から控除され、Exemption のもとでは国外所得は非課税となる。

従来、我が国では Deduction も納税者の選択により可能であったが、主に Credit にあたる外国税額控除制度を採用してきた。外国税額控除制度には居住者が国外で自ら得た所得に適用される直接外国税額控除制度に加え、2009年度の税制改正以前は外国子会社が現地で納付した税額を日本の親会社の算出税額から控除する間接外国税額控除制度も併設されていた。間接外国税額控除制度は、支店または子会社という海外進出の形態により、実質的な税負担が異なるように設けられていたが、我が国の企業が外国子会社の利益を国内に配当する際、日本と外国の法人税率の格差にあたる課税コストだけでなく、その手続きが非常に煩雑であるという問題もあり、それを国内還流させず大部分を現地に留保する傾向があった。

我が国の外国現地法人の内部留保の状況を示した図2をみても、右軸で測った当期内部留保額は毎年2～3兆円を記録しており、2009年度は前年度比0.6%増加の1.8兆円となっている。また、その累計である左軸で示した内部留保残高もここ数年20兆円前後で推移しておりこの状況を裏付ける<sup>2)</sup>。すなわち、複雑な間接外国税額控除制度のもとでは、日本企業は税務上最も有利になる金額の範囲内で資金還流していたと思われる。このように我が国の資金が長期にわたり国外に留保され続けられると、経済成長の源である研究開発や雇用が国外に流出するとの指摘が従来より行われていた（国際租税小委員会2008等を参照）。上記のような現状認識のもとで、日本企業がグループ全体の投資戦略や成長戦略の観点から、外国子会社の利益を必要な時期に必要な金額を国内に戻すうえでの税制上の障害を取り除き、効率的かつ合理的なグループ経営を可能とするための事業環境整備として、国際租税改革が必要ではないかとの問題意

図2 海外留保所得の推移



(出所) 経済産業省 (2011)

2) 当期内部留保額は「当期純損益 - 配当金」を、内部留保残高は「自己資本 - 資本金 - 資本準備金」を示す。

#### (4) 我が国の海外進出企業の配当政策と益金不算入制度

識に基づき、2009年度税制改正により外国子会社からの配当については、多くの先進国と同様に Exemption にあたる外国子会社配当益金不算入制度（以下、益金不算入制度と呼ぶ）により国際的二重課税が調整されることになった。

益金不算入制度に対しては概ね肯定的な評価が多い。確かに間接外国税額控除制度の適用を受けるには、前述の通り煩雑な税務上の手続が必要であり、本税制の導入により企業の税務協力費が削減されたことは間違いのない。さらに、Gordon (1992) が指摘するように、国外源泉所得はそもそも正確な把握が難しいため、情報交換規定が完全でない現状では間接外国税額控除制度は十分に機能していなかったのではないかと批判も理解できる。しかしながら、益金不算入制度にあたる Exemption は、Musgrave (1969) が評価基準として提唱した国際課税の中立性と公平性を損なう恐れがあるだけでなく、現実の国際経済で課題となっている租税競争を考慮すると、我が国は其中でイニシアティブをとれず不利な条件を強いられる可能性もある。さらに、これまで殆ど分析が行われていないが、Hartman (1985) の居住地国の課税と外国子会社の配当還流に関する議論を現行税制に応用すると、本制度の創設目的である外国子会社の留保所得を可能な限り国内還流させる効果についても疑問が残る。本稿の目的は以上のような益金不算入制度に対する懸念を、経済学の観点から分析すると同時に経済産業省が毎年各企業に実施しているアンケート調査をまとめた経済産業省 (2011) に基づきその検証を行うことにある。

最後に、本稿の以下の構成を示す。まず、第2節と第3節では我が国の国際課税システムの解説と評価を行う。さらに、第4節ではこの中から益金不算入制度をとりあげ、その設立目的である海外留保所得の国内還流に対する効果について分析と検証を行う。そして、第5節で本稿の分析結果のまとめ、益金不算入制度に対する政策提言を行う。

## 2. 国際課税システムの概要

本稿の分析対象である益金不算入制度の分析に移る前に、本節ではそれを包括する我が国の国際課税システムとその評価基準を示す。

### 2.1. 国際課税システムの評価基準

国外源泉所得を対象とする国際課税システムは、国際課税原則、国際課税方式、国際的二重課税の調整方法から構成される。まず、国際課税原則には納税者の居住地を基準とする居住地主義と所得の源泉地を基準とする源泉地主義がある。居住地主義に従うと対人主義に基き、居住者が稼得した所得はその源泉地国を問わず課税を行うが、非居住者が自国内で稼得した所得には課税しない。源泉地主義に従うと領土主権に基づき、国内源泉所得は居住者か非居住者を問わず課税するが、国外源泉所得は非課税とする<sup>3)</sup>。

次に、国際課税方法については差別課税と無差別課税の2種類があるが、前出の国際課税原則によりその内容は異なる。国際課税原則が居住地主義の場合、差別課税に従うと居住者が稼得した所得の源泉地国により異なる課税を行うが、無差別課税によるとそれらは等しく課税される。他方、それが源泉地主義の場合、差別課税のもとでは居住者と非居住者に関して異なる課税を行うが、無差別課税のもとでは同様の課税となる。例えば、居住地主義については、国内外の源泉所得に対して異なる法人税率を適用するのが差別課税、同水準のそれを適用するのが無差別課税となる。他方、源泉地主義地については、差別課税に従うと内国法人と外国法人のそれぞれの国内源泉所得を区別して異なる課税を

---

3) 税法上の居住者とは、本稿が分析対象とする法人については、本店所在地や法人を実質的に管理する場所を基準にどちらの国の居住者となるかを決め、それ以外は非居住者とされる。他方、国内源泉所得とは、基本的には国内において行う事業、または国内にある資産の保有・運用もしくは譲渡により生ずる所得等を、国外源泉所得とはそれ以外の所得を指す。

(6) 我が国の海外進出企業の配当政策と益金不算入制度

行うのに対して、無差別課税のもとでは両者への課税は同様である。部分的に差別課税を適用することもあるが、基本的には無差別課税を採用する国が多い。

ところで、各国の国際課税原則が統一されない場合、その組合せにより複数の課税権が重複あるいは競合する国際的二重課税、あるいはどの国からも課税されない課税の空白が生じる場合がある。例えば、A国に居住する者がB国で所得を稼得したとしよう。このとき、A国とB国が採用する国際課税原則の組合せとして

A国が居住地主義・B国が源泉地主義

A国が源泉地主義・B国が居住地主義

A国とB国がともに居住地主義

A国とB国がともに源泉地主義

の4種類がある。のもとではA国の居住地国課税とB国の源泉地国課税を同時に受けるため国際的二重課税が、の場合にはどちらも無く課税の空白が生じる。他方、これら以外の場合には居住地国または源泉地国のどちらかのみでの課税となりこのような問題は生じない。先ほども少し触れたが国際的二重課税が生じると、財・資本・労働の国際的な移動の障害となり、各国だけでなく世界の経済発展を妨げるためそれは調整される必要がある。

他方、国際的二重課税の調整方法には、OECD租税条約モデルに提唱されているCreditやExemptionだけでなくDeductionもある。多くの国は表1の通りCreditまたはExemptionを採用しており、Deductionは内国法により規定されていることが多い。これらを外国だけで所得 $y^*$ を稼ぐ日本人を前提に、日本と外国の税率をそれぞれ $t$ と $t^*$ として説明しよう。国外所得 $y^*$ については、日本からは居住地国課税 $ty^*$ 、外国からは源泉地国課税 $t^*y^*$ の両方を同時に受ける国際的二重課税が生じる。Creditに従うと日本への納税額は算出税額 $ty^*$ から、それと外国の課税額 $t^*y^*$ のどちらか小さい方が控除されるため、税負担は両者のうちどちらか大きい方のみとなる。Deductionのもと

表1 各国の国際的二重課税の調整方法

Credit		(配当所得は Exemption)	Exemption
			(投資所得等は Credit)
アイルランド	デンマーク	日本	エジプト
アメリカ	トルコ	カナダ	オランダ
イギリス	ニュージーランド	スウェーデン	スイス
イスラエル	ノルウェー		スペイン
イタリア	バングラデシュ		ドイツ
インド	パキスタン		ハンガリー
インドネシア	フィリピン		フランス
オーストラリア	フィンランド		ブルガリア
オーストリア	ブラジル		ベルギー
カザフスタン	ブルネイ		ポーランド
韓国	ベトナム		ルクセンブルグ
ザンビア	マレーシア		
シンガポール	南アフリカ		
スリランカ	メキシコ		
タイ	ルーマニア		
中国			

(出所) 納税協会連合会 (2011)

では、国外所得  $y^*$  から外国の課税額  $t^*y^*$  が損金として控除された  $(y^* - t^*y^*)$  が日本での課税所得となるので、それは  $[(ty^* + t^*y^*) - tt^*y^*]$  になる。Exemption は居住地国が国外源泉所得を非課税とする方式であり、税負担は外国の課税額  $t^*y^*$  のみである。すなわち、国際的二重課税の調整は Credit と Exemption のもとは完全に行われるが、Deduction では部分的となる。

他方、国際課税システムの評価基準として Musgrave (1969) は次のような国際課税の公平性と中立性を提唱している。まず、国際課税の公平性について説明する。例えば、国内だけで所得  $Y$  を稼得している個人 1 と国内と国外の両方でそれぞれ所得  $y$  と  $y^*$  を稼得している個人 2 がいる時、両者の経済力が

(8) 我が国の海外進出企業の配当政策と益金不算入制度

等しいならば、その納税額も等しくなることが公平であるという基準である。しかし、両者の経済力は所得では測れるとしても、どの所得が等しいとき、どの国の納税額が等しくなるかより、国際的基準と国内的基準という2つの公平性がある。国際的基準の公平性とは、日本と外国の税率をそれぞれ  $t$  と  $t^*$  とすると、両者の国内と国外の所得の合計が等しいならば、つまり  $Y$  と  $(y + y^*)$  が等しいなら、国内外の納税総額も等しくなることが公平であるという基準である。他方、国内的基準の公平性とは、両者の国外所得のうち居住地国の経済力を増加させた部分と国内所得の合計が等しいならば、すなわち  $Y$  と  $[y + (1 - t^*)y^*]$  が等しいなら、居住地国への納税額も等しくなることが公平であるという基準である。

さらに、国際課税の中立性について考察しよう。これには資本輸出、国家的、資本輸入という3種類の中立性がある。資本輸出の中立性が満たされると居住地国と源泉地国の両課税は民間部門の経済活動に影響せず、世界経済の経済厚生は最大になる。他方、国家的中立性が達成されると、それは居住地国の課税に関係なく決まり、居住地国の経済厚生が最大化される。なお、資本輸入の中立性が満たされると、両国の課税が当該国における居住者と非居住者の経済競争に影響しない。

国際課税システムと評価基準は上述の通りだが、現実の我が国の国際課税システムはどのようなになっているのであろうか。その説明に移ることにしよう。

## 2.2. 日本の国際課税システム

我が国では居住者は基本的にはその全世界所得について納税義務を負うと同時に非居住者は国内源泉所得のみ課税される。つまり、国際課税原則は居住者に対しては居住地主義、非居住者については源泉地主義という混合システムである。さらに、所得の源泉地が国内または国外、所得の稼得者が居住者または非居住者等、に関係なく課税が行われる。すなわち、国際課税方法は無差別課



税というわけである。また、国際的・二重課税の調整方法は基本的には Credit にあたる外国税額控除制度を採用しており、内国法人の外国支店等の居住者が納付した外国税額は、国外源泉所得に対する我が国の算出税額からそれを上限として控除される<sup>4)</sup>。ところが、外国子会社が国外で納付した税額については異なる対応となる。具体的には、外国子会社から親会社である内国法人に送金された配当の95%相当額は、内国法人の各事業年度に益金に算入されない Exemption にあたる益金不算入制度が適用される<sup>5)</sup>。

従来、外国子会社が納付した外国税額に関する国際的・二重課税は、間接外国税額控除制度により処理されてきた。ところが、2008年度の与党税制改正大綱の「わが国経済の活性化の観点から、わが国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備が求められる中、外国税額控除制度について、企業の配当政策の決定に対する中立性の観点、適切な二重課税の排除を維持する観点、制度全体を簡素化する観点を踏まえ、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度を導入する。」という考えに基づき、2009年度改正により所要の経過措置を講じたうえで、益金不算入制度に変更されることになった<sup>6)</sup>。

それでは、益金不算入制度への改正によりどのような効果が期待されたのだろうか。簡略化のために全額益金不算入とした数値例を用いて説明しよう。

---

4) 開発途上国との間の租税条約において、みなし外国税額控除が認められる場合がある。

5) 益金不算入制度が適用される外国法人は、内国法人が外国法人の発行済株式等の25%以上の株式等を、配当等の支払義務が確定する日以前6月以上引き続き直接に有している場合とされている。なお、益金不算入制度の詳細な解説としては山田他(2010)等がある。

6) 外国子会社が外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)での特定外国子会社等に該当する場合、本制度の対象とされ特定外国子会社等から支払を受ける配当も、益金不算入とされる。また、外国法人の所得に課された外国法人税を内国法人の納付する法人税から控除する旨を定める租税条約の規定により内国法人の外国法人に対する持株割合について異なる割合が定められている場合、本制度の対象となる外国子会社の判定はその割合により行う等の措置を講ずる。以上のような他税制との実務面での関係は板野(2010)等に示されている。

### (10) 我が国の海外進出企業の配当政策と益金不算入制度

例えば、日本の親会社の所得を300、外国子会社の所得を100、さらに日本と外国の法人税率をそれぞれ30%と20%としよう。2009年度の税制改正前に適用されていた間接外国税額控除制度の場合、次のような税額計算が行われていた。外国子会社はその所得の全額を日本の親会社に配当送金する場合、子会社所得(100)は日本の親会社の益金に算入され全世界所得は400(=300+100)となる。外国子会社は現地で既に20(=100×20%)を納税しているが、間接外国税額控除を受けるので親会社の日本への納税額は100(=400×30%-100×20%)、企業グループ全体の税負担総額は120(=100+20)となる。ところが、外国子会社はその所得を現地で留保した場合、納税額は親会社と外国子会社で別々に計算されるので、企業グループ全体の税負担総額は110(=300×30%+100×20%)となる。これに対して、2009年度の税制改正で創設された益金不算入制度のもとでは、外国子会社からの配当は親会社の益金に算入されず両者の納税額はそれぞれ別計算されるので、追加的な税負担がなくなり必要以上に海外に所得を留保する誘因が排除されることが期待された。

税制改正前の間接外国税額控除制度では海外での納税を証明する書類添付の事務手続きが煩雑である等事務コストが膨大との指摘があったが、益金不算入制度ではそれが簡素化され納税協力費が低下されたとの評価もあり、実務面での効果は確実であると思われる。そこで、次節では本税制はその設立目的である海外進出企業の配当政策への効果を分析する。

## 3. 我が国の国際課税システムの評価

本節では日本の国際課税システムを、まずは国際課税の中立性と公平性、次に政府の税収額と納税者の納税額、という2つの観点から考察する。

### 3.1. 中立性と公平性の観点

先ほど示したように我が国の国際課税原則は、居住者に対しては居住地主義、

非居住者に対しては源泉地主義を適用する混合システムであり、国際課税方式は全所得について無差別課税である。したがって、中立性や公平性が満たされるか否かは相手国のそれらに依存する。これを日本と外国の投資収益率を  $r$  と  $r^*$ 、両国の法人税率を  $t$  と  $t^*$  として説明する。

まず、相手国の国際課税原則が居住地主義の場合、またはそれが源泉地主義でもタックスヘイブン国のようにゼロ税率を採用する場合、国際的二重課税が生じない。つまり、 $t^*$  はゼロのため両国の税引後の投資収益率はそれぞれ  $(1-t)r$  と  $(1-t)r^*$  となり、両国への投資に関する裁定条件は税引前と変わらず、資本輸出の中立性が満たされる。さらに、 $r$  と  $r^*$  が等しいなら国内外の税負担総額も等しくなるので国際的基準の公平性も保たれる。但し、外国子会社がその利益を国内に配当還元せず外国に留保を続ける場合、それに対する課税の空白が生じるので外国の投資収益率は課税前と変わらず  $r^*$  となる。日本の税引後収益率が  $(1-t)r$  であることを考慮すると、いずれの中立性も公平性も損なわれるが、我が国ではこのような場合、外国子会社の利益は親会社に配当されたとみなしてそれに対して課税を行う外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）が導入されているため、この問題は解決されている<sup>7)</sup>。

他方、相手国の国際課税原則が源泉地主義かつ税率もゼロでない場合、国際課税方式に関係なく国際的二重課税が発生するため、両国の税引後の投資収益率は  $(1-t)r$  と  $(1-t-t^*)r^*$  となり、全ての中立性と公平性が損なわれる。前述の通り、日本企業が支店形態で海外進出した場合、我が国では Credit にあたる外国税額控除制度、または納税者の選択により Deduction である外国税額免除制度を通じて国際的二重課税が処理される。Credit の場合、外国の税引後の投資収益率は  $(1 - \max\{t, t^*\})r^*$  となり、日本のそれが  $(1-t)r$  であることを前提とすると、 $t > t^*$  のケースでは国際的基準の公平性と資本輸出の

7) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の詳細な解説として板野（2010）等がある。

(12) 我が国の海外進出企業の配当政策と益金不算入制度

中立性が達成されるが、 $t < t^*$  のケースではそれらは満たされない<sup>8)</sup>。他方、Deduction の場合、外国の税引後の投資収益率は  $(1-t)(1-t^*)r^*$  となり、 $(1-t)r$  という日本のそれを考慮すると、実質的に居住地国である日本の課税は民間部門の投資行動に影響せず国家的中立性が満たされる。さらに、もし  $r$  と  $(1-t^*)r^*$  が等しいなら、両者に対する日本への納税額も等しくなるので国家的基準の公平性も保たれる。以上のように、Credit の場合は資本輸出の中立性の保持から世界の経済厚生を最大化と国際的基準の公平性が達成される一方、Deduction の場合は国家的基準の公平性が満たされるだけでなく国家的中立性の達成から日本の経済厚生は最大となる。

ところが、先ほどの通り我が国の企業が子会社形態で海外進出した場合、国際的三重課税の調整方法として Exemption にあたる益金不算入制度が適用される。この場合、日本と外国の投資収益率はそれぞれ  $(1-t)r$  と  $(1-t^*)r^*$  となるので、両国の法人税率の水準が一致しない限り、すべての中立性と公平性が損なわれる。ここで主要国の法人税率を表2で確認すると、日本と同率の国はタイとフィリピンのみであり、これらの国との間の投資に関しては確かに資

表2 主要国の法人税率

30%以上		30%未満～20%以上		20%未満	
日本	30%	台湾	20%	ドイツ	15%
フィリピン	30%	韓国	22%	香港	16.5%
タイ	30%	中国	25%	シンガポール	17%
フランス	33.3%	マレーシア	25%	カナダ	18%
アメリカ	35%	インドネシア	25%		
		イタリア	27.5%		
		イギリス	28%		

(出所) 財務省 (2009)

8) 確かに  $t < t^*$  の時は国内投資より外国投資の方が税負担総額が重くなるが、それは外国での過度の課税に過ぎず日本での調整は必要はない。

本輸出の中立性と国際的基準の公平性が達成される。しかし、これ以外の国との間ではそれらは損なわれるため、益金不算入制度のもとで国際課税の中立性や公平性が満たされるか否かは投資国に依存する。

### 3.2. 税負担額と税収額の観点

今度は政府の税収額と納税者の税負担額の観点から日本の国際課税システムを考察することにしよう。前出の通り2009年度の税制改正以前に採用されていた間接外国税額控除制度の目的は、海外進出の形態により実質的な税負担が異ならないようにすることにあった。例えば、日本本社と外国支店の所得をそれぞれ300と100、日本と外国の法人税率をそれぞれ30%と20%とする場合、外国支店の現地での納税額 $20(=100 \times 20\%)$ には直接外国税額控除制度が適用されるので、日本本社の納税額は $100(=300 \times 30\% - 100 \times 20\%)$ 、企業グループ全体の税負担総額は $120(=100 + 20)$ となる。しかし、企業グループの総所得は同じでも、日本の親会社と外国の子会社がそれぞれ300と100の所得を得ている場合、外国子会社からの配当については益金不算入制度が適用されるので、前述の通り企業グループの税負担総額は $110(=300 \times 30\% + 100 \times 20\%)$ となる。すなわち、間接税額控除制度が存在した時とは異なり、現行税制のもとでは現地法人を設立した方がそれは軽減される。

国内に外国子会社の利益を配当送金する否かは短期的な問題ではなく長期的な観点からその決定が行われる。したがって、支配権を持つ外国子会社の利益は最終的に日本の親会社に配当送金すると考えるべきである。このように考えると、日本の方が投資国より法人税率が高い場合、現地に子会社を設立して経済活動を行った方が税負担総額は小さくなる。主要国の法人税率を示した表2からも分かるように、日本より法人税率が高い国は数少ない。したがって、現行税制のもとでは多くの場合、子会社の設立を通じた海外進出によりこのような租税回避が可能であり、国外に経済拠点を移す傾向が今後高まると予想される。

(14) 我が国の海外進出企業の配当政策と益金不算入制度

前出の企業行動を前提とすると、政府には税収損失という問題も顕在化する。つまり、益金不算入制度のもとでは、外国子会社による国外源泉所得への課税権は放棄されるので、それに対する税収は適切に確保されない。主要国の法人税率を示した表2によると、アメリカ、フランス、タイ、フィリピンの4国以外では法人税率は我が国より低いため、これらの国に関しては国際的二重課税の調整方法の変更により税収損失が発生していると考えられる。日本企業が2007～2009年に海外子会社から受取った年間の平均配当額の1.7兆円、我が国の法人税率の30%、表2より15カ国の法人税率の平均値の24.8%を考慮すると、外国子会社の国外源泉所得に関する税収損失は単純計算で年間884億円（ $= [30\% - 24.8\%] \times 1.7 \text{兆円}$ ）となる。我が国の税収総額の約40兆円と比較すれば、全体的な影響は少ないかもしれないが、経済のグローバル化は今後も後退することは考えがたく、益金不算入制度が浸透すれば上述のような租税回避は進みこの問題はさらに大きくなると予想される。

また、経済のグローバル化に伴い企業の経済活動の可動性が高まる中、外国からの企業誘致を目的に、法人税の引下競争が世界的に繰り広げられている。特に所得の移転が容易な金融・サービス等の分野において、企業がより有利な税制を持つ国にシフトするで、課税ベースが侵される国が発生するほか、可動性の低い経済活動の重課にも結びつき、さらには資本移動、経済活動に歪みをきたす可能性もある<sup>9)</sup>。我が国から流出する資本に対して、間接外国税額控除制度にあたる Creditのもとではある程度のコントロールできるが、益金不算入制度にあたる Exemptionのもとでは国外源泉所得に対する課税権を放棄するためそれは不可能となる。言い換えれば、現行税制のもとでは投資先の国が自国の経済厚生が高くなるように法人税率を設定できるが、我が国はたとえ不

9) 租税競争の研究は Zodrow and Mieszkowski (1986) と Wilson (1986) から始まり、国際課税については Hamada (1966), Bond and Samuelson (1989), Janeba (1995), Oakland and Xu (1996), Ida (2006) 等がある。なお、有益なサーベイ論文として Wilson (1999) 等がある。

利であっても、例えば相手国が資本誘致を目的に過度に法人税率を低下させたとしても、それを受け入れざるをえない。相互依存関係にある国際経済社会の中で、各国政府は自国の経済厚生を最大化するように行動しており、自国の資本流出について支配権を放棄する政策については様々な問題が今後発生するのではないかと危惧する。

#### 4. 益金不算入制度の評価

本節では、2009年度の税制改正で導入された益金不算入制度の設立趣旨である外国子会社の内部留保の削減と配当の国内還流への効果について分析と検証を行う。

##### 4.1. 法人税と海外留保所得の国内還流

前述のように、近年、日本企業の海外生産比率は向上して、それと伴に海外子会社の利益も上昇しているにも拘わらず、それらの多くは国内に資金還流させずに海外にそれを留保する傾向がみられる。従来より、外国子会社の多くがその利益を現地に留保するのは、日本に資金還流を行うと国際的に高水準な日本の法人税率が適用されるためとされてきた。そこで、成長の源泉である研究開発や雇用が国外流出するという問題を防ぐために、我が国では外国子会社の日本への配当送金については、前出の益金不算入制度が適用されるようになった。確かに、外国子会社でも Horst (1977) が想定しているような本国の親会社から大部分の資金や部品の提供を受けている未成熟な場合、決定権の大部分は親会社にあり投資国や投資額等は企業グループ全体の利潤が最大になるように決められる。したがって、この場合は彼の主張の通り、居住地国の課税額が海外進出企業の投資行動に影響を与えるかもしれない。

しかしながら、Hartman (1985) によると、留保所得及び現地借入等により独力で資金調達ができる成熟した子会社については、その利益を本国の親会

(16) 我が国の海外進出企業の配当政策と益金不算入制度

社に送金するのか、または外国に留保して現地で再投資するのか、に関しては居住地国の課税は全く影響を与えないというのである。我が国の現行税制のもとで彼の議論を解釈すると、Horst (1977) が主張するように海外への進出形態が外国支店または未成熟な外国子会社の場合、国内に投資するのか、または外国にそれを行うかは日本の法人税率に依存するが、成熟した外国子会社の場合、その利益を我が国の親会社に配当として還流するのか、または現地で留保して再投資を行うかの決定は、日本の法人税率に関係なく行われるので、それをゼロとする益金不算入制度には、海外留保所得を国内に還流させる効果は全く無いというわけである。

益金不算入制度は国外所得を非課税とするため国際課税方式は差別課税と解釈でき、国内外の投資所得に対する3種類の法人税率を考慮する必要がある。そこで、日本は国内と国外の源泉所得にそれぞれ  $t$  と  $s$ 、外国は国内源泉所得に  $t^*$ 、という法人税率で課税を行うとして説明しよう。先ほどと同様に日本と外国の投資収益率をそれぞれ  $r$  と  $r^*$  とすると、例えば、成熟した外国子会社が内部留保所得として1万円を保有している場合、この1万円を本国に送金すると親会社は税引後に  $(1-s)$ 万円、これを日本国内で投資すると期末には  $(1-s)(1-t)r$ 万円を受けとる。他方、この1万円を現地で再投資すると、期末には当該の外国子会社は税引後に  $(1-t^*)r^*$ 万円を取得するため、これを日本に送金すると親会社は  $(1-s)(1-t^*)r^*$ 万円を受け取ることになる。すなわち、内部留保所得を日本国内に資金還流させて投資するか、現地で再投資するのは、国外源泉所得に対する日本の法人税率  $s$  とは関係なく、 $(1-t)r$  と  $(1-t^*)r^*$  の比較から決定される。そのため、この  $s$  をゼロとする益金不算入制度にはその設立目的に反して、成熟した海外進出企業の配当政策には影響を及ぼさないと考えられる。海外の留保所得を国内に還元させるには、日本の収益率である  $r$  を上昇させる、または日本の法人税率である  $t$  を下げる、という根本的な改革がやはり必要である。



以上の結論は単純なケースを想定した議論から導出された帰結である。そこで、経済産業省が海外で事業展開を行っている企業に対して毎年実施しているアンケート結果をまとめた経済産業省（2011）に基づきこの検証を行う。

#### 4.2. 海外進出企業の配当政策に関する検証

前項の議論は、外国子会社が調達や販売面で親会社に依存しない成熟した外国子会社を前提としていた。外国子会社の投資に関する実証研究を行った Sinn（1993）によると、新規に海外進出を行う未成熟な外国子会社の場合は親会社から資金供給を受けなければならないが、成熟した外国子会社の多くはその留保所得により現地投資を行っており、Hartman（1985）による外国子会社の区分は意義があることを示している。そこで、まずは製造業現地法人の現地・域内の調達比率と販売比率を示した表3に基づき、我が国の外国子会社の成熟度はどのレベルにあるのかの確認から始めることにしよう<sup>10)</sup>。

例えば、2009年度の調達比率を地域別にみると、北米が67.9%、アジアが72.9%、欧州が57.3%と、各地域ともに仕入高の6～7割を現地・域内から調達

表3 我が国の外国子会社の成熟度

	調達率 (%)				販売比率 (%)			
	現地・域内		日本		現地・域内		日本	
	2009年	2000年	2009年	2000年	2009年	2000年	2009年	2000年
北米	67.9	54.7	27.2	39.9	94.7	92.8	2.4	2.9
アジア	72.9	57.7	26.0	36.6	75.9	66.2	18.5	24.7
欧州	57.3	52.9	33.9	39.0	89.3	93.6	2.5	2.9

(出所) 経済産業省 (2011)

10) 現地とは我が国の海外進出企業が立地する国、域内とはそれが立地する国以外の同じ地域（地域区分は北米、アジア、ヨーロッパ等）を示す。なお、現地・域内販売比率とは「{現地・域内販売額(売上高)/地域の総販売額(売上高計)}×100」、現地・域内調達比率とは「{現地・域内調達額(仕入高)/地域の総調達額(仕入高計)}×100」である。なお、販売総額にはその他の地域への販売額、調達総額にはその他の地域からの調達額を含む。

(18) 我が国の海外進出企業の配当政策と益金不算入制度

を行っている。他方、同年の日本からの調達比率は、北米が27.2%、アジアが26.0%、欧州が33.9%に留まっている。2000年度と比べると、現地・域内比率はアジアで15.2%ポイント、北米で13.2%ポイントと大幅に上昇しているのに対して、日本からの調達比率は各地域とも低下している。他方、2009年度の販売比率を地域別にみると、北米が94.7%、欧州が89.3%、アジアが75.9%であり、2000年度と比べると特にアジアは9.7%ポイントと大幅に上昇している。他方、日本への販売比率は、アジアが18.5%、北米が2.4%、欧州が2.5%と極めて低水準である。以上の結果を総合すると、我が国の外国子会社は自己完結的な経済活動を行う成熟した子会社の状態に成長しており、前出の議論が適用できる環境にある。

他方、前項の分析は海外進出企業の投資行動と日本の法人税の関係に関する議論であったが、そもそも彼らは何を基準に投資を行っているのであろうか。海外で事業展開を行う企業が投資を決定した際のポイントを2009年度について示した表4を見ると、「現地の製品需要が旺盛または今後の需要見込」と回答

表4 日本企業の外国投資の決定要因

決定要因	構成比 (%)
現地の製品需要が旺盛または今後の需要見込	68.1
良質で安価な労働力の確保	26.2
納入先を含む他の日系企業の進出実績	25.6
進出先近隣三国で製品需要が旺盛または今後の拡大見込	22.5
品質・価格面で日本への逆輸入が可能	11.3
税制・融資等の優遇措置	10.6
部品等の現地調達が可能	7.5
現地政府の産業育成・保護政策	6.7
社会資本整備が必要十分な水準	6.5
技術者の確保が可能	5.4
土地等の現地資本が安価	4.5
無回答	4.7

(出所) 経済産業省 (2011)

した企業の割合が約7割と最も高く、これに続き「良質で安価な労働力の確保」「納入先を含む他の日系企業の進出実績」「進出先近隣三国で製品需要が旺盛または今後の拡大見込」となっている。時系列的に見ても現地や進出先近隣三国での今後の需要拡大等が見込まれることを投資の決定ポイントとする割合は上昇しているが、良質で安価な労働力が確保できることや他の日系企業の進出実績を投資の決定ポイントとする割合は低くなってきている。これに対して、「税制・融資等の優遇措置」を投資の決定要因とした割合は、2009年度では第6位の10%程度に過ぎず、過去を振り返っても2007年度で15.9%、2008年度で8.3%とそのウェイトは高いとは言えない。したがって、我が国の企業が投資を行う際の重要なポイントは現地での投資収益率であり、税制優遇等はそれほど大きな要因でないとと言える。

ここで、先ほどの議論の帰結は「成熟した外国子会社とその利益を日本に配当送金を行い国内で投資を行うのか、またはそれを留保して現地で再投資するのか、に関しては居住地国である日本の法人税率は影響を及ぼさない」というものであった。そこで、益金不算入制度の効果が反映されている2009年度の調査結果を示した表5に基づき、外国子会社からの配当送金への影響について検証することにしよう。外国子会社からの配当金は、今後1～2年の短期では48.7%の企業は「不変」としており、「増加」とした企業はわずか12.3%であり、これを今後3～5年の中長期で見ても、17.3%の企業のみが「増加」と回答しているが、依然として35.5%の企業が「不変」としている。つまり、税制改正の浸透度を割り引いても、益金不算入制度は配当の国内還流にあまり効果

表5 外国子会社から配当の国内還流

	不変	未定	増加	減少
短期（今後1～2年）	48.7%	37.2%	12.3%	1.8%
中長期（今後3～5年）	35.5%	46.4%	17.3%	0.8%

（出所）経済産業省（2011）

(20) 我が国の海外進出企業の配当政策と益金不算入制度

は発揮されていないと考えられる。

しかしながら、外国の現地法人からの配当還流の効果は小さくても、その用途が我が国の経済成長を支える設備投資・研究開発等の前向きな国内投資であれば、本税制を導入した意義はあると思われる。ところが、外国子会社からの配当用途を示した表6によると、「研究開発・設備投資」と回答した企業が、短期では19.8%、中長期でも22.6%に過ぎない。最多数の回答は「未定」であり、短期と中長期とも48.9%と約半数である。さらに、短期と中長期とも「その他」が約20%であることを考慮すると、実に約7割の企業は外国子会社からの配当用途は明確でない。これら以外の大きな用途が13~14%の「借入金返済」であることも考慮すると、我が国の成長の源泉にそれらが使用されているとは言いがたい。

表6 国内還流した配当の用途

配当用途	短期 (今後1~2年)	中長期 (今後3~5年)
未定	48.9%	48.9%
その他	20.2%	20.1%
研究開発・設備投資	19.8%	22.6%
借入金返済	14.5%	13.3%
株主への配当	8.8%	9.9%
従業員給与・賞与・教育訓練等	7.8%	8.2%
役員報酬	1.1%	1.2%
自社株買	0.2%	0.5%

(出所) 経済産業省 (2011)

## 5. おわりに

本研究は外国子会社からの配当所得に対する国際的二重課税の調整方法が益金不算入制度に変更された2009年度税制改正の検証である。具体的には、日本企業が強みを活かして海外市場で獲得する利益が過度に海外に留保され、競争

力の源泉である研究開発や雇用等が国外流出しないように当該利益の国内還流に資する環境整備を行う、という本税制が期待する効果に関する分析と検証から次のような帰結を得た。

まず、両国の法人税率が等しい場合、益金不算入制度のもとでも国際的基準の公平性だけでなく資本輸出の中立性の達成から世界の経済厚生は最大となる。しかし、日本と同率の法人税率を採用しているのはタイとフィリピンのみであり、これらの国以外ではそれらは損なわれる。また、アメリカとフランス以外の国では法人税率は我が国より低く、国外に現地法人を設立した方が税負担は軽減されるため、本税制は経済拠点を海外に移転させる経済の空洞化を促進する制度となりかねない。そして、間接外国税額控除制度の廃止により被った外国子会社の国外源泉所得に関する税収損失は単純計算で年間884億円となった。税収総額の40兆円と比較すれば影響は小さいかもしれないが、今後の更なる経済のグローバル化の進展を考えると大きな課題となる恐れがある。

他方、Hartman (1985) の議論を現行税制に応用すると、製品販売や部品・資金の調達を日本の親会社に依存しない成熟した外国子会社に関しては、その利益を我が国の親会社に配当送金するか、または現地留保して再投資するかの決定に対して日本の法人税率は影響しないため、それをゼロとする益金不算入制度には、配当を国内還流させる効果はないという結論に達した。さらに、経済産業省が海外で事業展開を行う企業に対するアンケート結果をまとめた経済産業省 (2011) に基づきその検証を行うと、我が国の外国子会社の多くは自己完結的な経済活動を行う成熟した段階にあり、益金不算入制度による配当の国内送金への効果は薄いということがわかった。そして、日本の海外進出企業の外国投資の要因をみても租税優遇措置は重要ではなく、送金された配当の用途も設立趣旨に反して研究開発とした企業はあまり多くないことも明らかになった。

以上の結果から、益金不算入制度に対して次のような政策提言を行う。実務面の手続簡素化に伴う経費削減効果は確かにあるが、国際課税の評価基準を損

(22) 我が国の海外進出企業の配当政策と益金不算入制度

ない今後も増収が見込まれる国外源泉所得に対する課税権を放棄したにも拘わらず、海外留保所得の国内還流への効果は部分的になると考えられる。

参考文献

- 板野佳緒里 (2010) 『詳解外国税額控除制度と申告実務：外国子会社配当益金不算入制度・外国子会社合算税制との関係及び調整』税務研究会出版局。
- 経済産業省 (2011) 『第40回海外事業活動基本調査』経済産業省。
- 国際租税小委員会 (2008) 『我が国企業の海外利益の資金還流について～海外子会社からの配当についての益金不算入制度の導入に向けて～』経済産業省。
- 財務省 (2009) 『G7・アジア諸国における法人税率・付加価値税率及び負担率』[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/corporation/248.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/248.htm), 2011年6月1日閲覧。
- 納税協会連合会 (2011) 『租税条約関係法規集 (平成23年版)』納税協会連合会。
- 山田彰宏・高田綾子・小菅達雄 (2010) 『完全詳解タックスヘイブン対策税制・外国子会社配当益金不算入制度』税務研究会出版局。
- Bond, E. W. and Samuelson, L. (1989) "Strategic Behavior and the Rules for International Taxation of Capital," *Economic Journal* 99, pp.1099-1111.
- Gordon, R. H. (1992) "Can Capital Income Taxes Survive in Open Economies?" *Journal of Finance* 47, pp.1159-1180.
- Hamada, K. (1966) "Strategic Aspects of Taxation on Foreign Investment Income," *Quarterly Journal of Economics* 80, pp.361-375.
- Hartman, D. G. (1985) "Tax Policy and Foreign Direct Investment," *Journal of Public Economics* 26, pp.107-121.
- Horst, T. (1977) "American Taxation of Multinational Firms," *American Economic Review* 67, pp.376-389.
- Ida, T. (2006) "International Tax Competition and Double Taxation," *Review of Urban and Regional Development Studies* 18, pp.192-206.
- Janeba, E. (1995) "Corporate Income Tax Competition, Double Taxation Treaties, and Foreign Direct Investment," *Journal of Public Economics* 56, pp.311-325.
- Musgrave, P. B. (1969) *United States Taxation of Foreign Investment Income: Issues and Arguments*, Cambridge Massachusetts: Law School of Harvard University.

- Oakland, W. H. and Xu, Y. (1996) "Double Taxation and Tax Deduction: A Comparison," *International Tax and Public Finance* 3, pp.45-56.
- Sinn, H. W. (1993) "Taxation and the Birth of Foreign Subsidiaries," In Herberg, Horst and Ngo Van Long, (ed.) *Trade, Welfare, and Economic Policies: Essays in Honor of Murray C. Kemp*. Michigan: University of Michigan Press, pp.325-352.
- Wilson, J. D. (1986) "A Theory of Interregional Tax Competition," *Journal of Urban Economics* 19, pp.296-315.
- Wilson, J. D. (1999) "Theories of Tax Competition," *National Tax Journal* 52, pp.269-304.
- Zodrow, G. R. and Mieszkowski P. (1986) "Pigou, Tiebout, Property Taxation, and the Underprovision of Local Public Goods," *Journal of Urban Economics* 19, pp.356-370.